

造林事業請負契約書

- 1 事業名 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）
- 2 事業場所 高知県幡多郡三原村下長谷 倉谷山国有林1210林班い小班外8
（別紙図面のとおり）
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 令和 年 月 日 から
令和 8 年 2 月 27 日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 ）
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	2 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月19日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県四万十市中村丸の内1707-34
氏名 分任支出負担行為担当官
四万十森林管理署長 増原 俊光

請負者 住所
氏名

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間等
						スギ	ヒノキ	計	
3	地拵	倉谷山	1210い	4.67	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和8年2月27日 普通筋置(全刈)
4	地拵	倉谷山	1210ろ	3.73	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和8年2月27日 普通筋置(全刈)
	小計			8.40	ha				
3	植付	倉谷山	1210い	4.67	ha		10,274	10,274	自 契約締結日の翌日 至 令和8年2月27日 2,200本/ha
4	植付	倉谷山	1210ろ	3.73	ha		8,206	8,206	自 契約締結日の翌日 至 令和8年2月27日 2,200本/ha
	小計			8.40	ha		18,480	18,480	
2	鹿防護柵設置	倉谷山	1210い	1,400	m				自 契約締結日の翌日 至 令和8年2月27日
	小計			1,400	m				
1	単木保護具設置	倉谷山	1210ろ	3.73	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和8年2月27日
	小計			3.73	ha				
1	歩道新設	倉谷山	1210ろ	800	m				自 契約締結日の翌日 至 令和8年2月27日
	小計			800	m				
19	下刈	粟畑山	1016ろ	9.30	ha				別途協議 筋刈
20	下刈	松ヶ平山	1024ろ1	4.33	ha				別途協議 筋刈
21	下刈	川平山	1024に1	5.04	ha				別途協議 筋刈
22	下刈	大平山	1030と1	5.51	ha				別途協議 全刈
62	下刈	川平山	1024に	5.10	ha				別途協議 全刈
63	下刈	倉谷山	1210い1	3.25	ha				別途協議 全刈
64	下刈	倉谷山	1210ろ1	4.35	ha				別途協議 全刈
	小計			36.88	ha				
19	防護柵点検・簡易補修	粟畑山	1016ろ	2,300	m				別途協議

1. 本数伐採率は実地調査(収穫調査)の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間等
						スギ	ヒノキ	計	
20	防護柵点検・簡易補修	松ヶ平山	1024ろ1	1,250	m				別途協議
21	防護柵点検・簡易補修	川平山	1024に1	1,800	m				別途協議
22	防護柵点検・簡易補修	大平山	1030と1	1,500	m				別途協議
62	防護柵点検・簡易補修	川平山	1024に	1,700	m				別途協議
63	防護柵点検・簡易補修	倉谷山	1210ろ1	1,800	m				別途協議
	小計			10,350	m				別途協議
	計			57.41 12,550	ha m		18,480	18,480	

1. 本数伐採率は実地調査（収穫調査）の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は（本）、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率（%）、下段はha当たりの目安伐採本数（本）である。

材 料 仕 様 書

1 この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2 材料の規格及び数量

材 料 名	品質・規格	数 量	単 位	備 考
ヒノキコンテナ苗木	150cc 苗長35cm上 根元径3.5mm上	18,480	本	
コンテナ苗木袋	1袋40本入	463	枚	
鹿防護網	1セット50m	28	セット	下記5のとおり
単木保護資材	1セット1本	8,206	セット	下記6のとおり

箇所別内訳

林小班	材料名	数量	材料名	数量	材料名	数量
1210い	ヒノキコンテナ苗木	10,274本	コンテナ苗木袋	257袋	鹿防護網	28セット
1210ろ	ヒノキコンテナ苗木	8,206本	コンテナ苗木袋	206袋	単木保護資材	8,206セット

3 請負者は、2を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4 請負者は、上記2の苗木について、花粉の少ない苗木（特定苗木等）が調達可能な場合は優先的に使用すること。

5 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

6 鹿防護網は、下記を1セットとする。

支柱利用（キャップ有）

番号	名称	品質・規格	数量	単位
①	ネット	2.4m×50m 50mm目合 上段1.0mポリエチレン（400D/30本以上） 中段1.0mステンレス入り（400D/30本以上 φ0.29 4本） 下段0.4mポリエチレン（400D/30本以上） 視認性の良い色	1	枚
②	上張りロープ	8mm×55m PEロープ	1	巻
③	下張りロープ	8mm×55m PEロープ	1	巻
④	裾控えロープ	8mm×55m PEロープ	1	巻
⑤	支柱控えロープ	6mm×55m PEロープ	1	巻
⑥	支柱	φ33×2400mm FRP	15	本
⑦	支柱キャップ	φ33～35用	15	個
⑧	アンカー（押さえ用）	400mm以上 4方向返し付き	90	個
⑨	アンカー（押さえ用）	400mm以上 4方向返し付き	16	個
⑩	結束バンド	200mm	60	本
⑪	フック	φ33～35用	15	個

※ 材料に過不足が生じた場合は、監督職員と協議すること。

7 単木保護資材は、下記を1セットとする。

番号	名称	品質・規格	数量	単位
①	ネット	設置仕様書を満たす寸法以上（5年以上の機能維持能力がある製品、又はその実績がある製品）	1	枚
②	支柱	ネット設置に適した長さや強度を有するもの	1	式
③	留め具	支柱とネットを固定する金具等	1	式
④	押さえ杭	適した長さや強度を有するもの	1	式

8 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

同等品（品質・規格が同等以上）を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2.5 m

筋置幅 1.5 m

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

(2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請—13)

植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第28条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 2,200本
 - (2) 列間距離 2.0m 苗間距離 2.3m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第1項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－ 1 7)

下 刈 作 業 仕 様 書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
 - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
 - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

(造請一 29)

歩道新設作業仕様書

歩道新設作業仕様書については、造林事業請負標準仕様書第13条及び第35条によるほか次のとおりとする。

ただし、第13条に基づく造林事業請負実行管理基準の5-(2)-(b)アに掲げる()書き部分「(監督職員の承諾を得た場合は、作成を省略することができる。)」については適用しないものとする。

- 1 作業地は、現地において測量杭等によって標示した箇所について行う。
- 2 測点を中心として幅員 1.0m内の雑草木、岩石類を支障とならない箇所に取り除くこと。
- 3 路面幅は 0.6mとし、仕上がり路面は、平らになるよう切り土あるいは盛り土を行うこと。
- 4 切り土砂は、林地崩壊等の原因とならないよう処理すること。
- 5 滞水又は流水のおそれのある箇所は、監督職員の指示に従い必要な排水溝を設けること。
- 6 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示によること。

防護柵点検・簡易補修仕様書（下刈作業時）

（作業の定義等）

1. 下刈作業時において、既に防護柵（防護ネット）を設置している箇所を請負者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とする。

（作業要領）

2. 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 請負者は、下刈作業の区域に設置している防護柵（全周囲）について、徒歩により巡視点検を行う。
 - (2) 巡視点検により補修が必要な箇所（傾斜した支柱の復元、ロープの張替え及び張り具合の調整、破損箇所の部分補修、アンカー杭の補修等）の簡易な補修。
 - シカ防護柵の支柱、ネット、張りロープ、押さえロープ等の外観をシカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に目視により観察し、異常の有無、損傷の状況等を確認する。
 - (3) 大きな補修箇所（簡易な補修では対応できない破損箇所等）の確認。

なお、補修に係る資材については、発注者が請負者に支給する。

（報告）

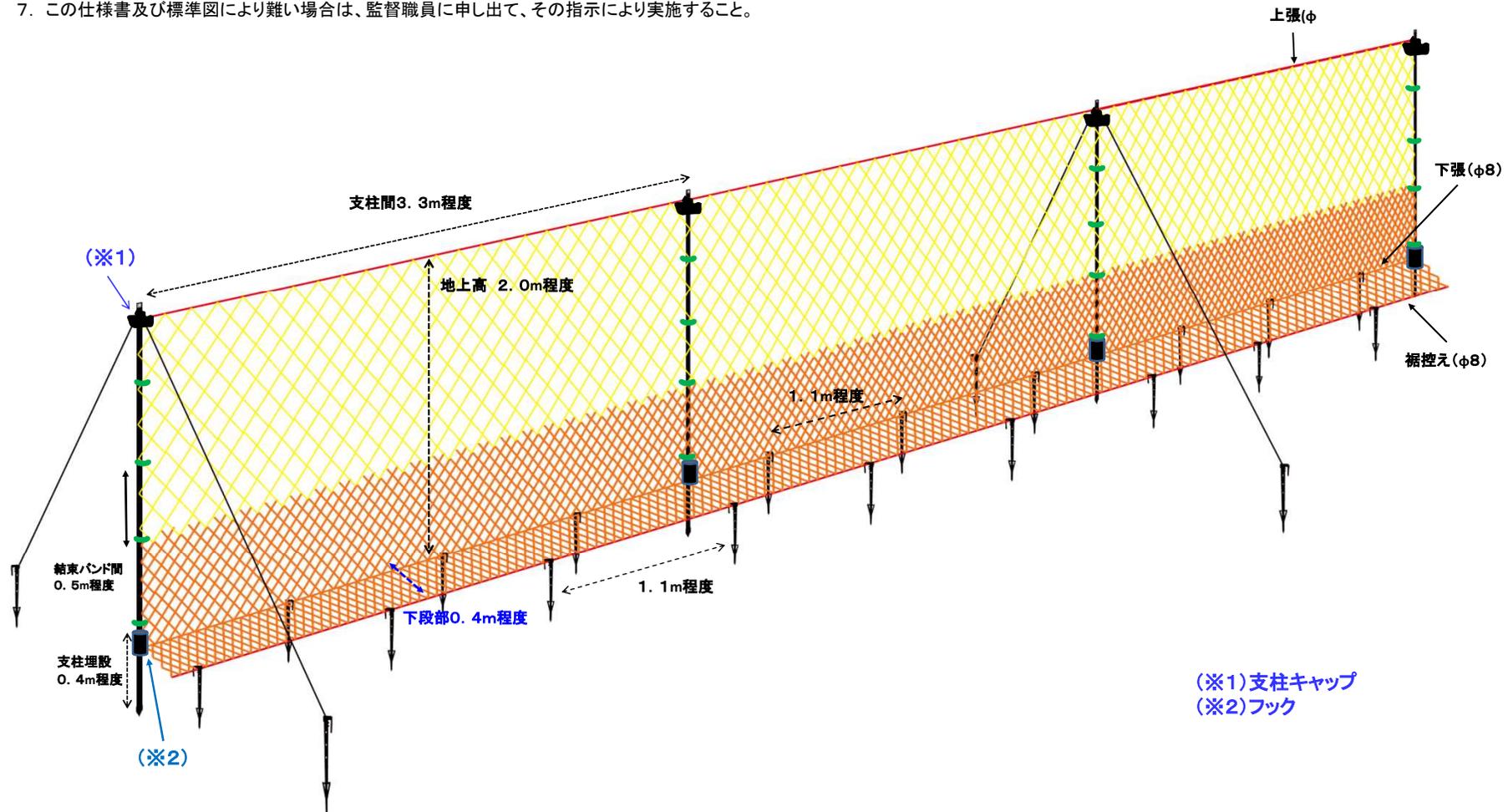
3. 報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 損傷箇所及び補修箇所等については、様式1により報告するとともに、事業図に損傷箇所等を記載したものを様式1に添付し、監督職員に下刈完了時に提出すること。
 - 補修箇所は実施した補修内容及び補修前・後の写真を撮影し添付すること。
 - (2) 異常がない場合についても、その旨を記載し、様式1により監督職員に提出すること

（その他）

4. 下刈作業時に防護柵を損傷させた場合には、請負者が同等品程度の部材で補修する。

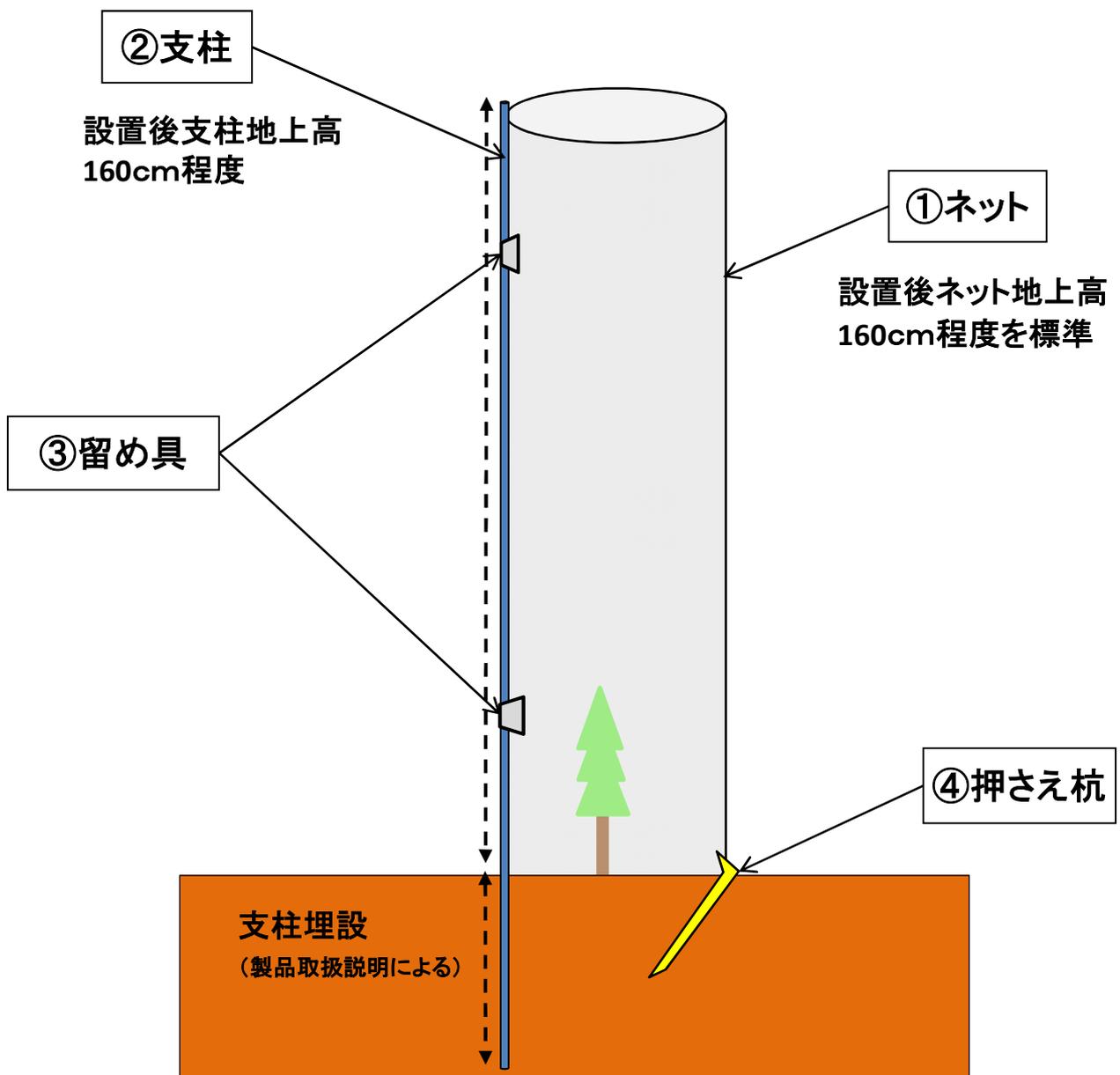
獣害防護網設置仕様書及び標準図

1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
2. 獣害防護網は下記の寸法を基本として設置する。
3. 獣害防護網の設置箇所は枝条及び下草を確実に取り除くこと。
4. 獣害防護網の下張りロープ及び裾控えロープは確実に地面に固定すること。
5. 監督職員の指示する箇所に、出入口を取り付けること。
6. 材料使用日誌に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
7. この仕様書及び標準図により難しい場合は、監督職員に申し出て、その指示により実施すること。

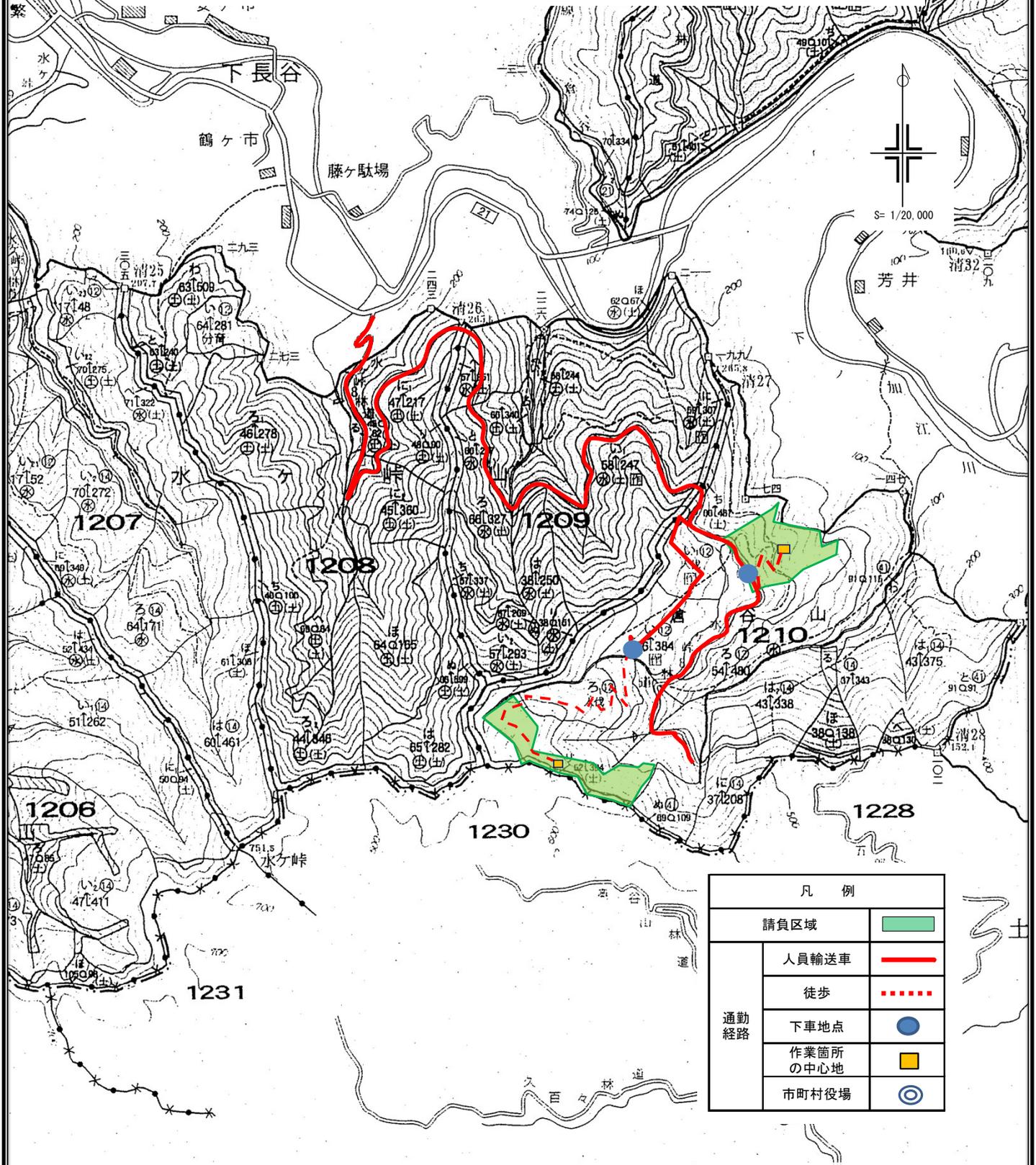


単木保護具設置仕様書及び定規図（ネットタイプ）

- 1 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
- 2 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
- 3 ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
- 4 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
- 5 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- 6 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
- 7 この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。

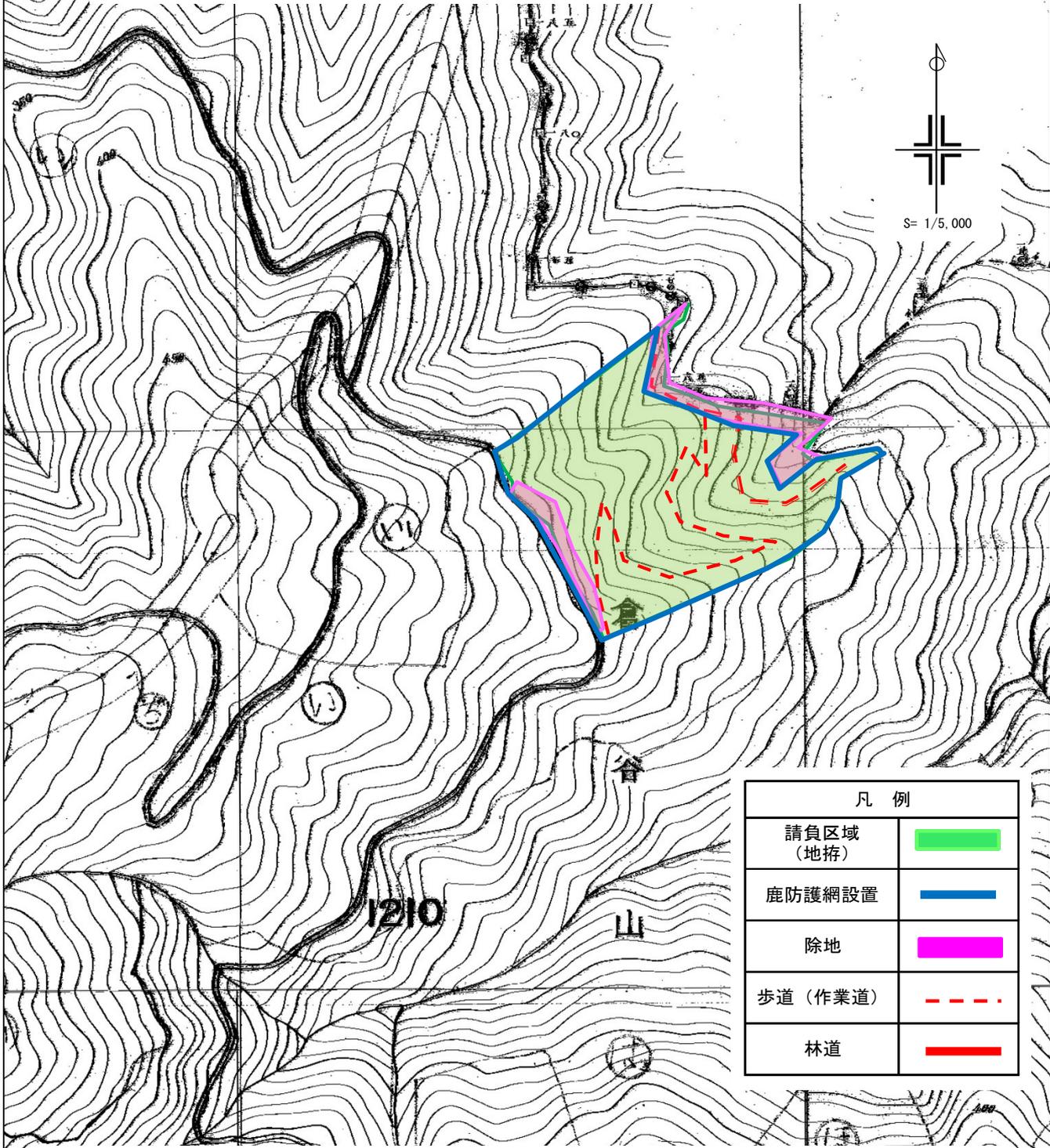


令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外 8 地拵作業外 6）請負箇所 位置図
 倉谷山国有林1210林班い小班外 1
 （三原森林事務所）



記番	林小班	距離（片道・km）				距離計 (km)	時間計 (分)	起点
		舗装路 (二車線 以上)	舗装路 (二車線 未満)	未舗装	徒歩			
3	1210い	3.4	2.6	3.0	0.3	9.3	21	三原村役場
4	1210ろ	3.4	2.6	3.8	1.2	11.0	37	三原村役場

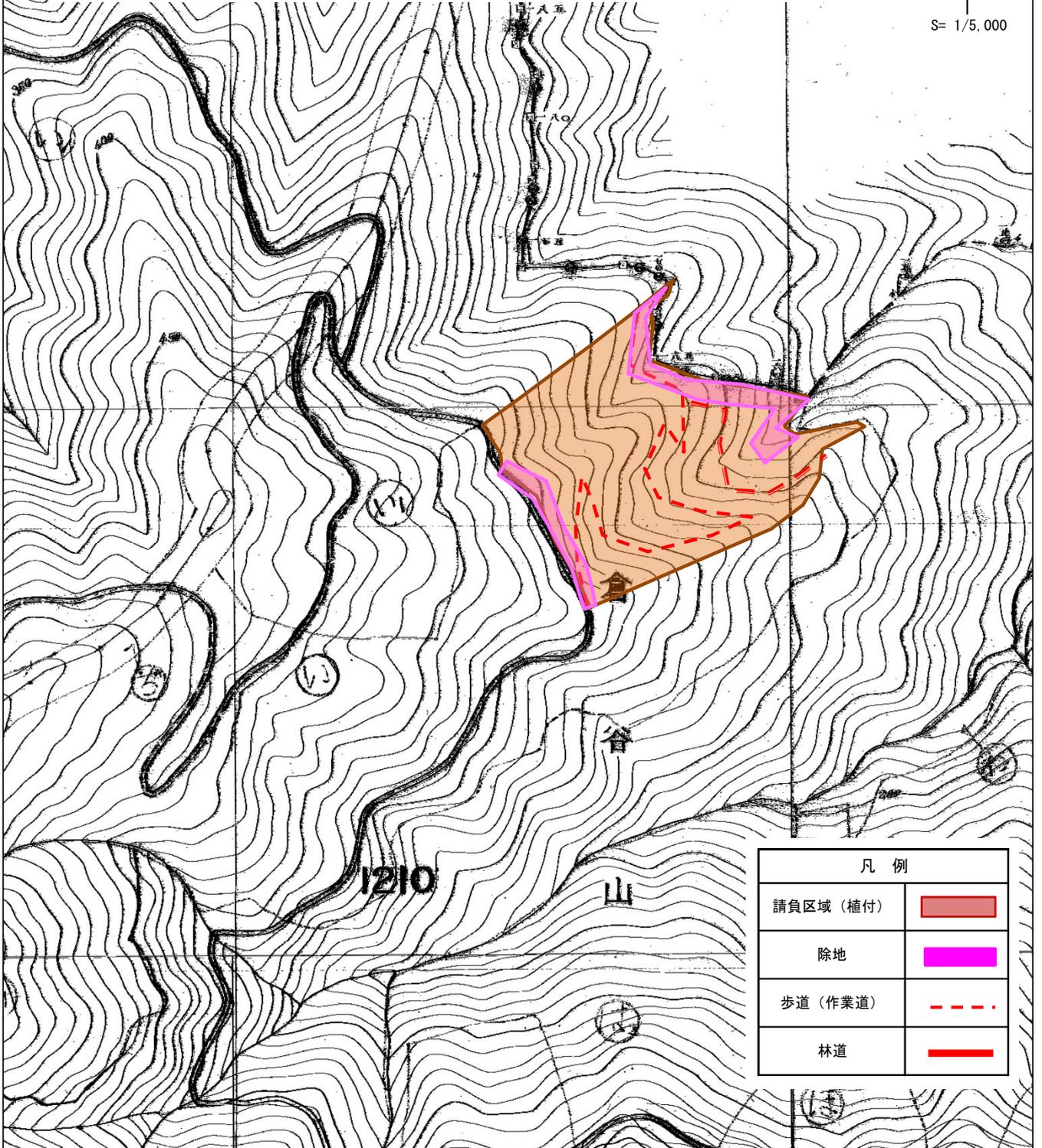
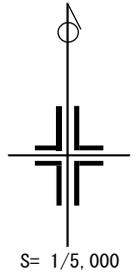
令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 実測図
 倉谷山国有林1210林班い小班
 （三原森林事務所）



凡 例	
請負区域 （地拵）	
鹿防護網設置	
除地	
歩道（作業道）	
林道	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域 面積 数量	控除面積数量		請負 面積 数量	備 考
					除地			
3	倉谷山	1210い	地拵	5.59ha	0.92ha		4.67ha	普通筋置（全刈）
2			鹿防護網設置	1,400m			1,400m	

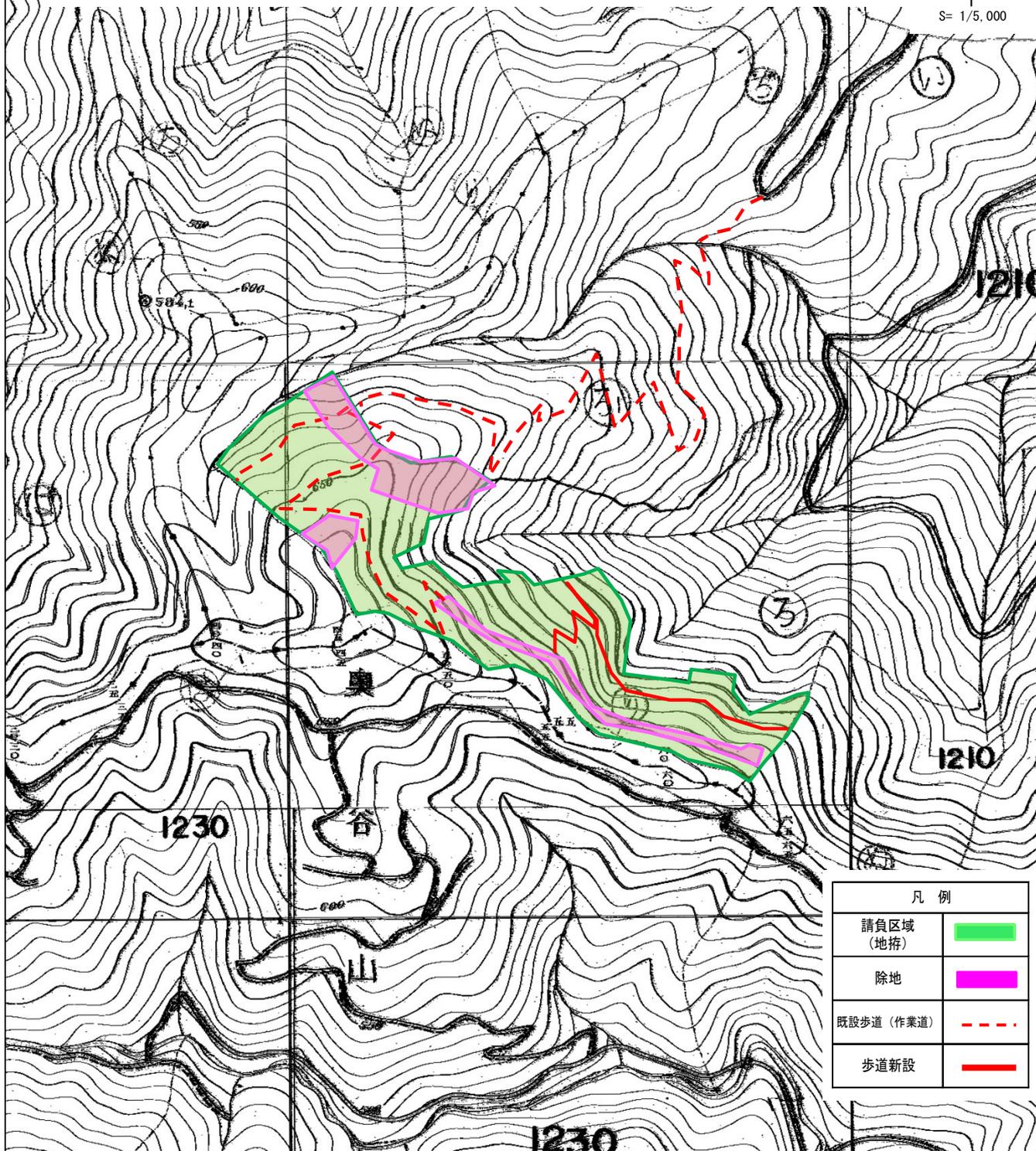
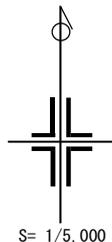
令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 実測図
 倉谷山国有林1210林班い小班
 （三原森林事務所）



凡 例	
請負区域 (植付)	
除地	
歩道 (作業道)	
林道	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積数量	控除面積数量		請負面積数量				備 考		
					除地		スギ		ヒノキ			計	
							面積	本数	面積	本数		面積数量	本数
3	倉谷山	1210い	植付	5.59ha	0.92ha			4.67ha	10,274	4.67ha	10,274	ヒノキ計苗2,200本/ha	

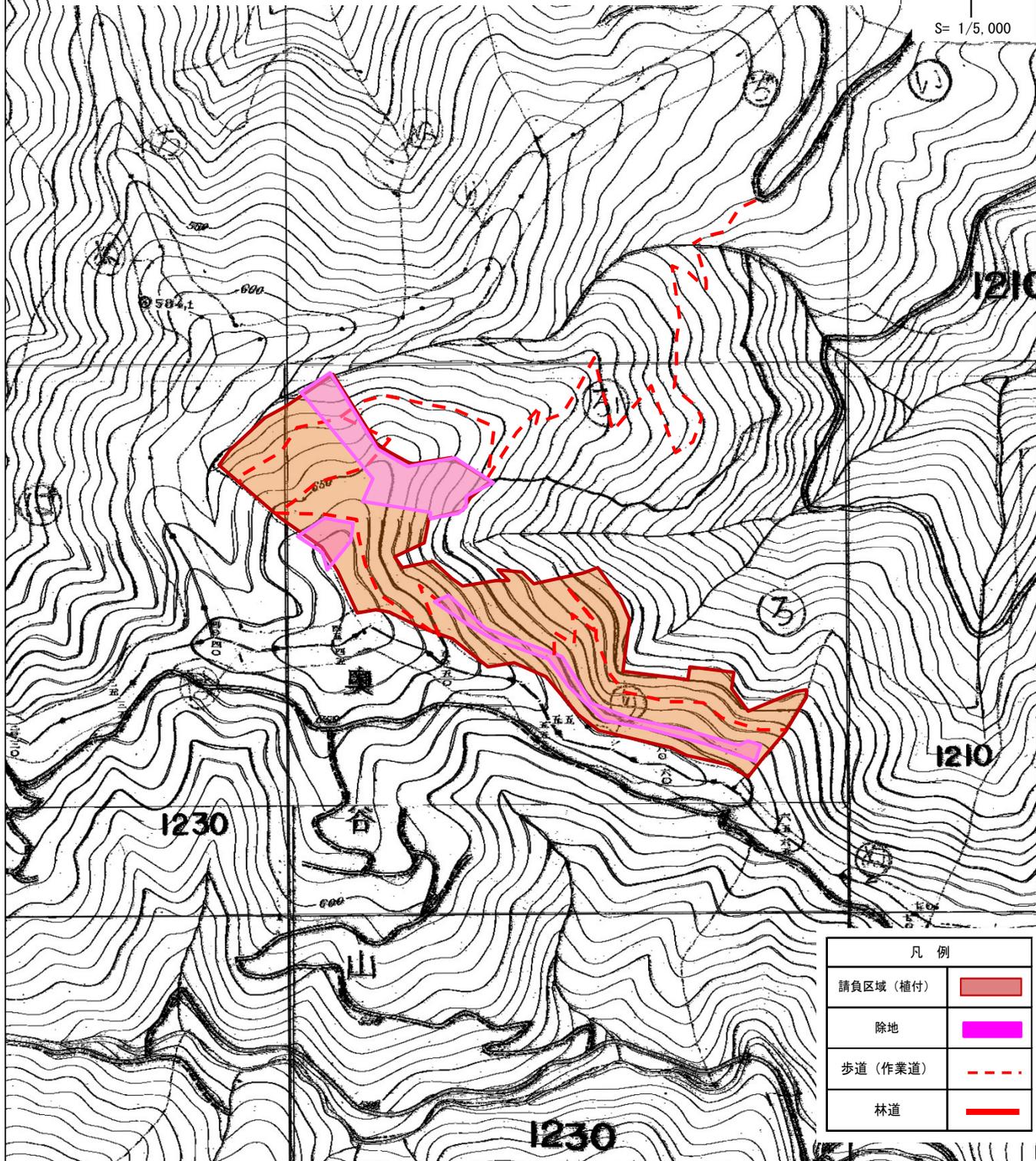
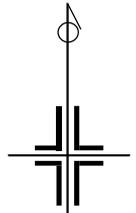
令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 実測図
 倉谷山国有林1210林班ろ小班
 （三原森林事務所）



凡例	
請負区域 (地拵)	
除地	
既設歩道(作業道)	
歩道新設	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域 面積 数量	控除面積数量		請負 面積 数量	備 考
					除地			
4	倉谷山	1210ろ	地拵	4.80ha	1.07ha		3.73ha	普通筋置（全刈）
1	倉谷山	1210ろ	歩道新設	800m			800m	

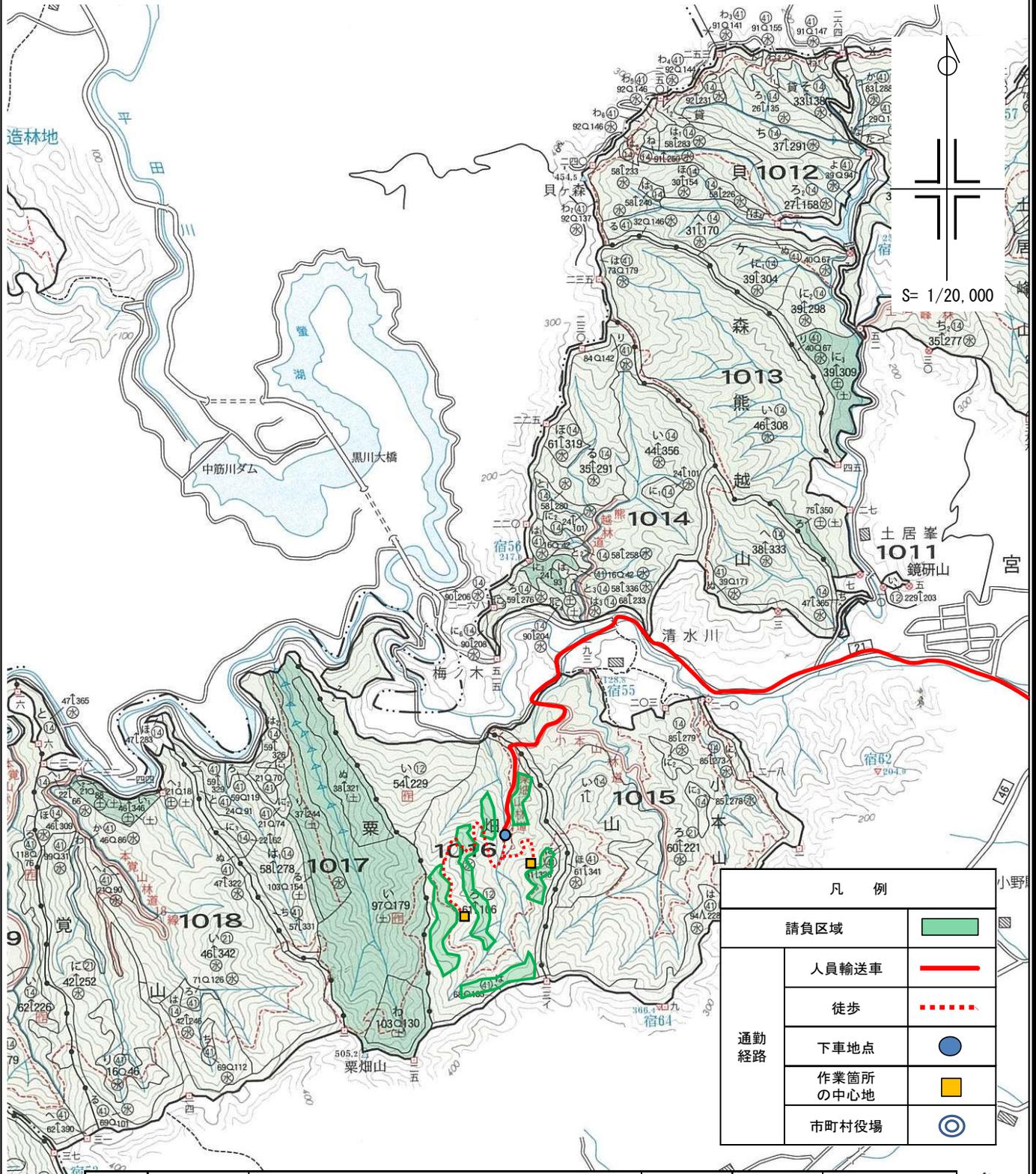
令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 実測図
 倉谷山国有林1210林班ろ小班
 （三原森林事務所）



凡 例	
請負区域（植付）	
除地	
歩道（作業道）	
林道	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積数量	控除面積数量		請負面積数量				備 考		
					除地		スギ		ヒノキ			計	
							面積	本数	面積	本数		面積数量	本数
4	倉谷山	1210ろ	植付	4.80ha	1.07ha			3.73ha	8,206	3.73ha	8,206	ヒノキコンテ苗2,200本/ha	
1	倉谷山	1210ろ	単木保護具設置	4.80ha	1.07ha			3.73ha	8,206	3.73ha	8,206	獣害対策	

令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外 8 地拵作業外 6）請負箇所 位置図
 栗畑山国有林1016林班ろ小班
 （三原森林事務所）



凡 例	
請負区域	
通勤 経路	人員輸送車
	徒歩
	下車地点
	作業箇所の中心地
	市町村役場

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計（km）	時間計（分）	起点
		舗装路（二車線以上）	舗装路（二車線未満）	未舗装	徒歩			
19	1016ろ	3.6	0.5	0.8	0.5	5.4	16	三原村役場

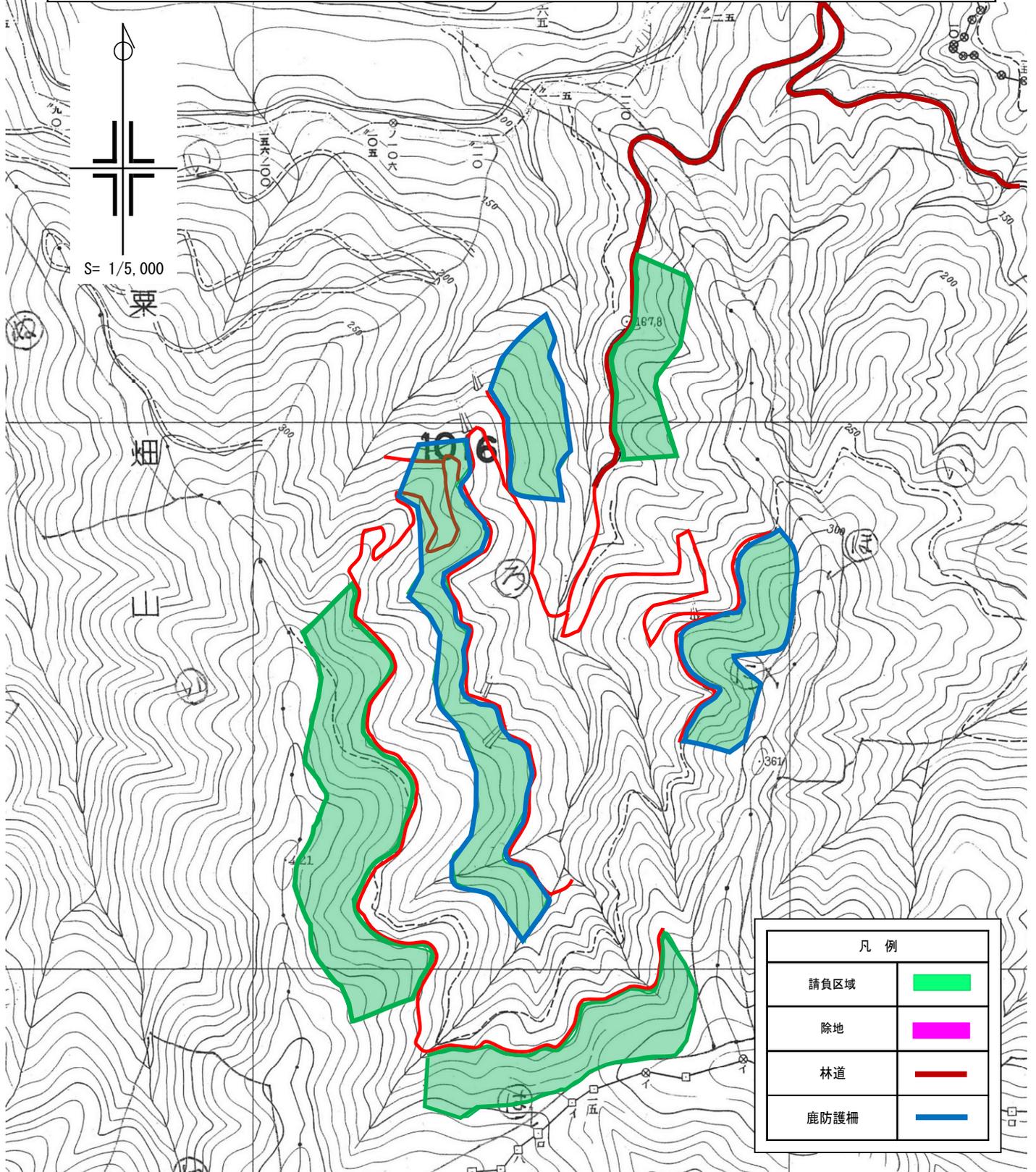
多原川広

令和 7 年度

造林事業（倉谷山1210い林小班外 8 地拵作業外 6）請負箇所 実測図

粟畑山国有林1016林班ろ小班

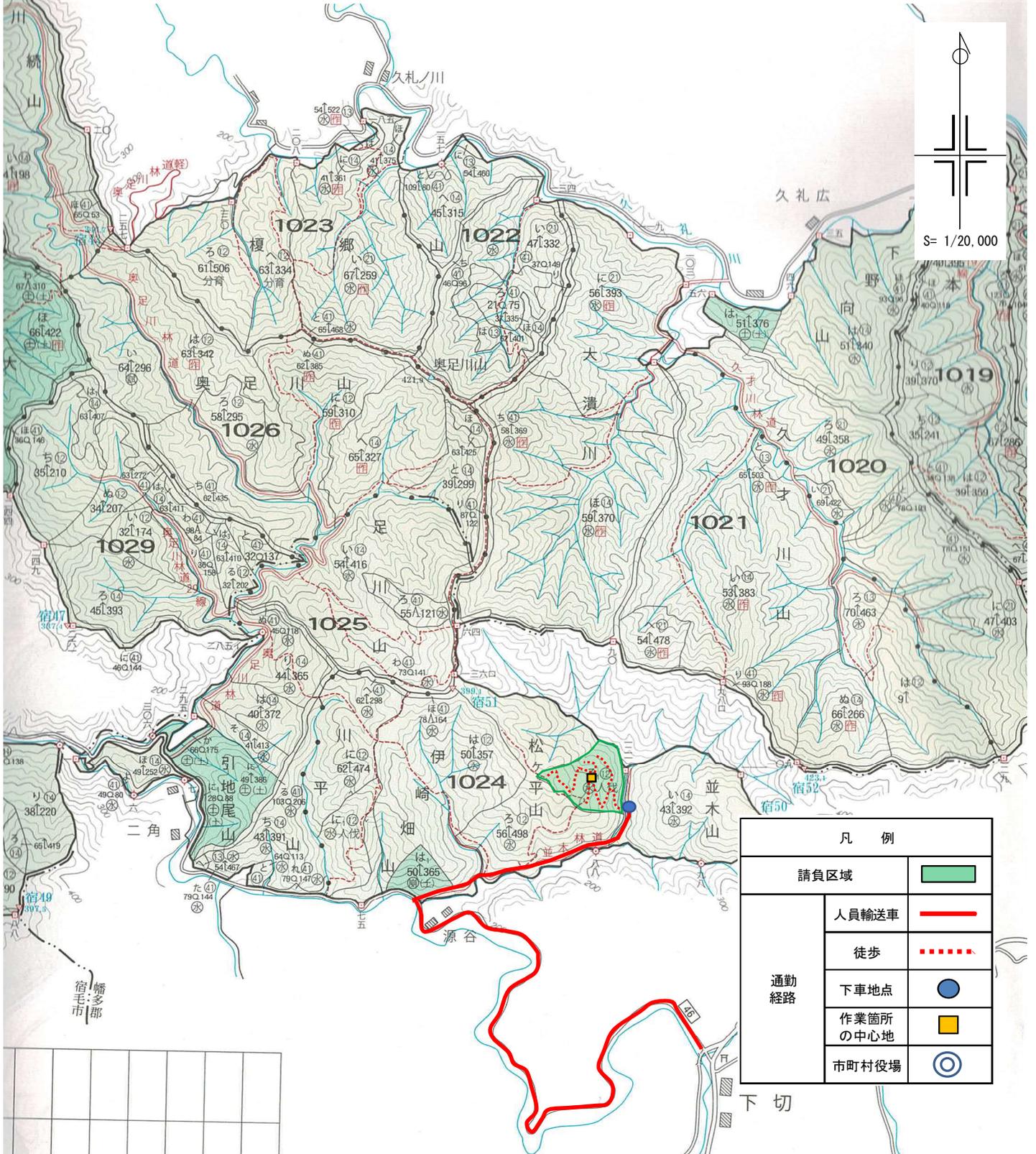
（三原森林事務所）



記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)		請負面積数量	備考
					除地			
19	粟畑山	1016ろ	下刈	9.30ha			9.30ha	筋刈
			防護柵点検・簡易補修				2,300m	

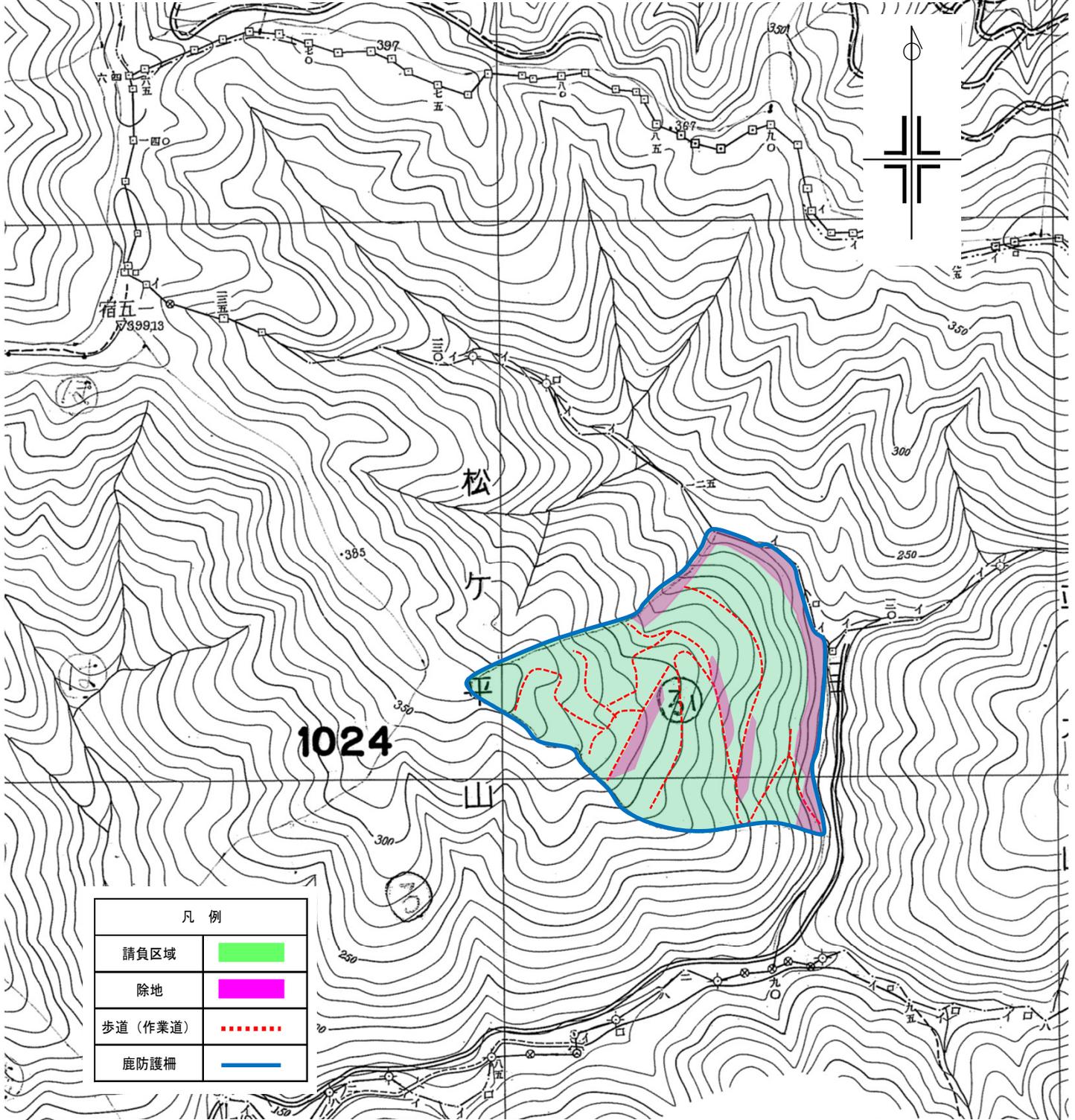
畑山倉
50

令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 位置図
 松ヶ平国有林1024林班ろ1小班
 （三原森林事務所）



記番	林小班	距離（片道・km）				距離計 (km)	時間計 (分)	起点
		舗装路 (二車線 以上)	舗装路 (二車線 未満)	未舗装	徒歩			
20	1024ろ1	7.2	2.5	1.1	0.3	11.1	22	三原村役場

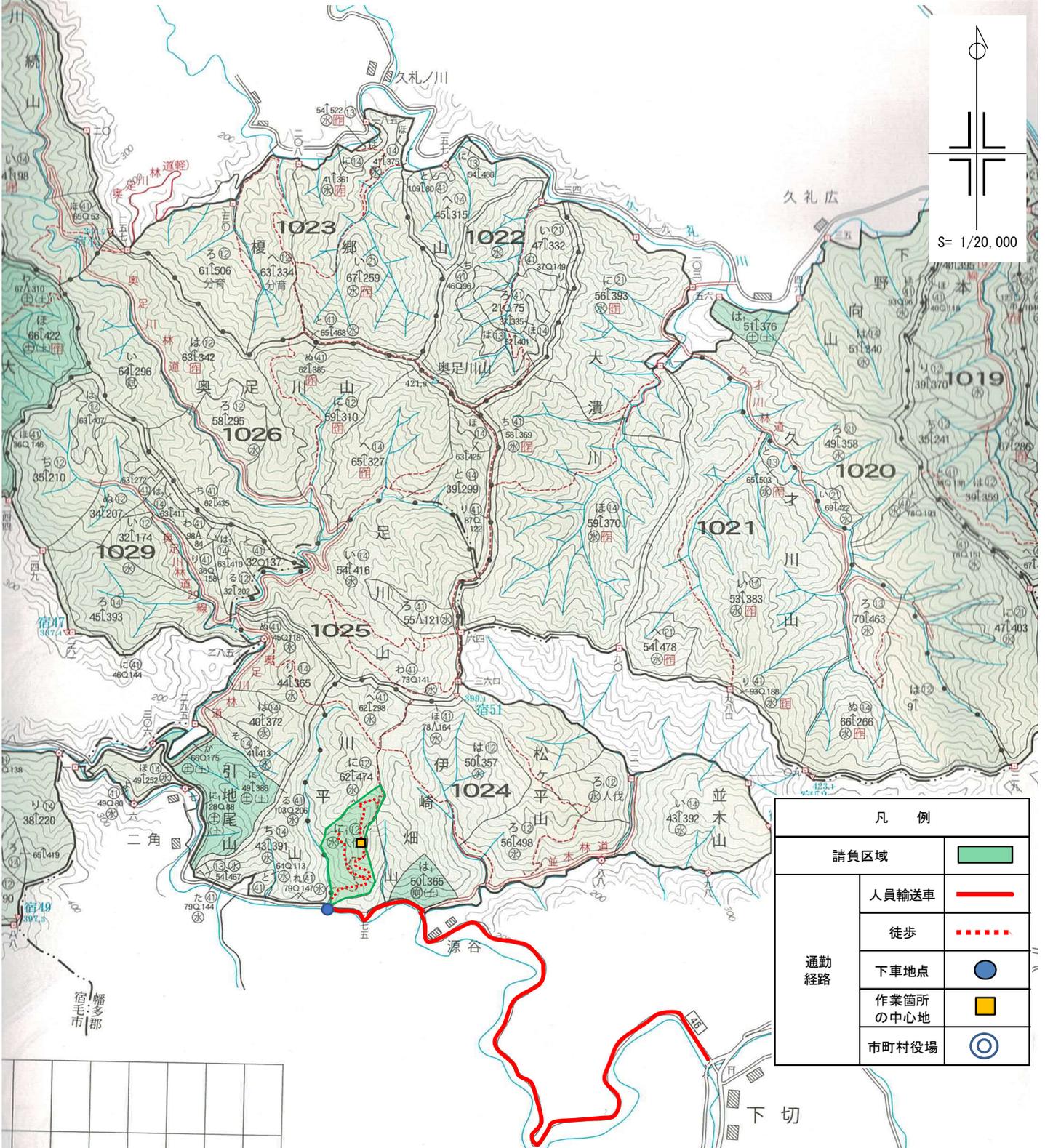
令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 実測図
 松ヶ平国有林1024林班ろ1小班
 （三原森林事務所）



凡 例	
請負区域	
除地	
歩道（作業道）	
鹿防護柵	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)			請負面積数量	備 考
					除地				
20	松ヶ平山	1024ろ1	下刈	5.29	0.96			4.33ha	筋刈
			防護柵点検 ・簡易補修					1,250m	

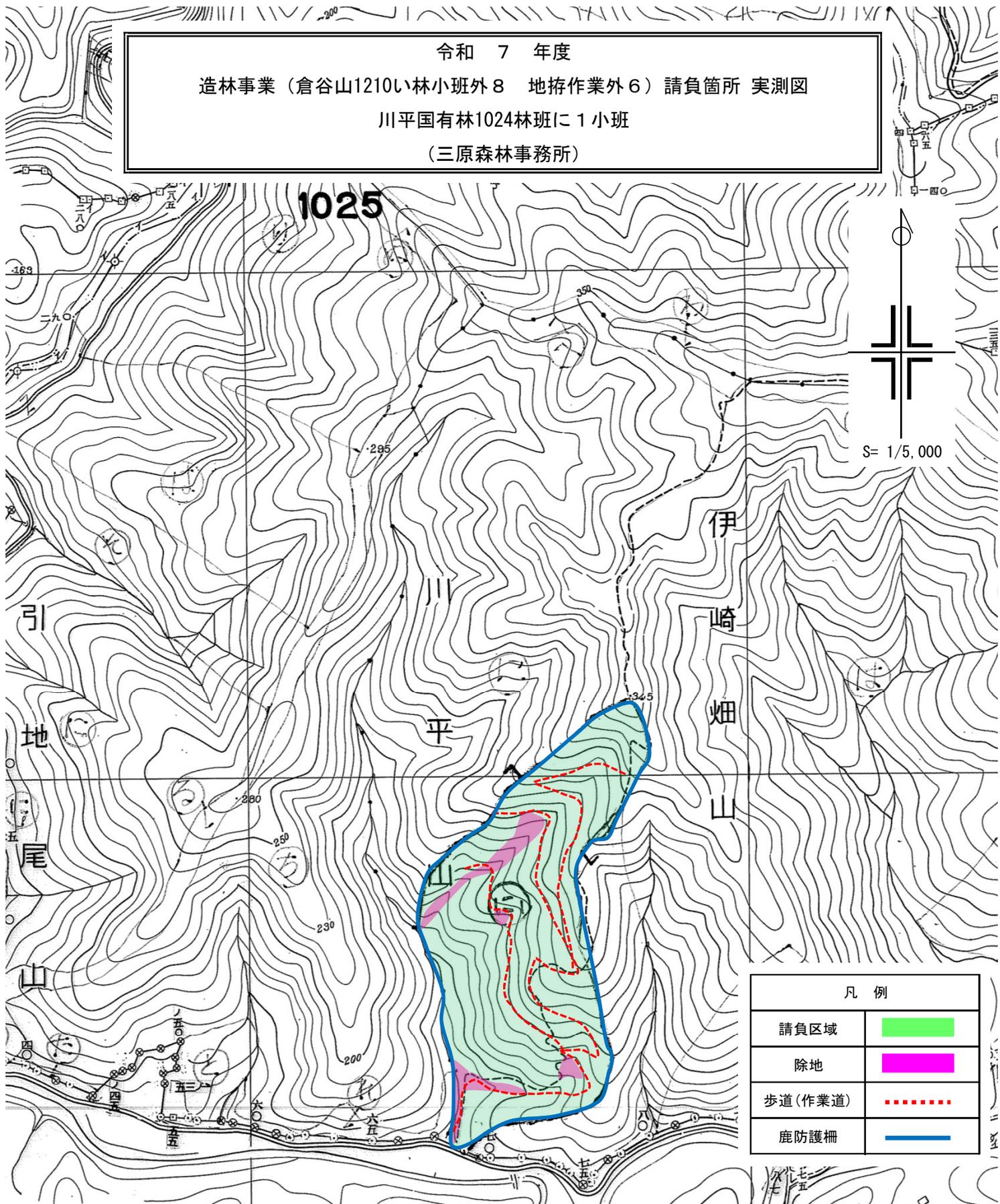
令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外 8 地拵作業外 6）請負箇所 位置図
 川平国有林1024林班に 1 小班
 （三原森林事務所）



凡 例	
請負区域	
通勤経路	人員輸送車
	徒歩
	下車地点
	作業箇所の中心地
	市町村役場

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計（km）	時間計（分）	起点
		舗装路（二車線以上）	舗装路（二車線未満）	未舗装	徒歩			
21	1024に1	7.2	2.8	0.0	0.4	10.4	21	三原村役場

令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 実測図
 川平国有林1024林班に1小班
 （三原森林事務所）

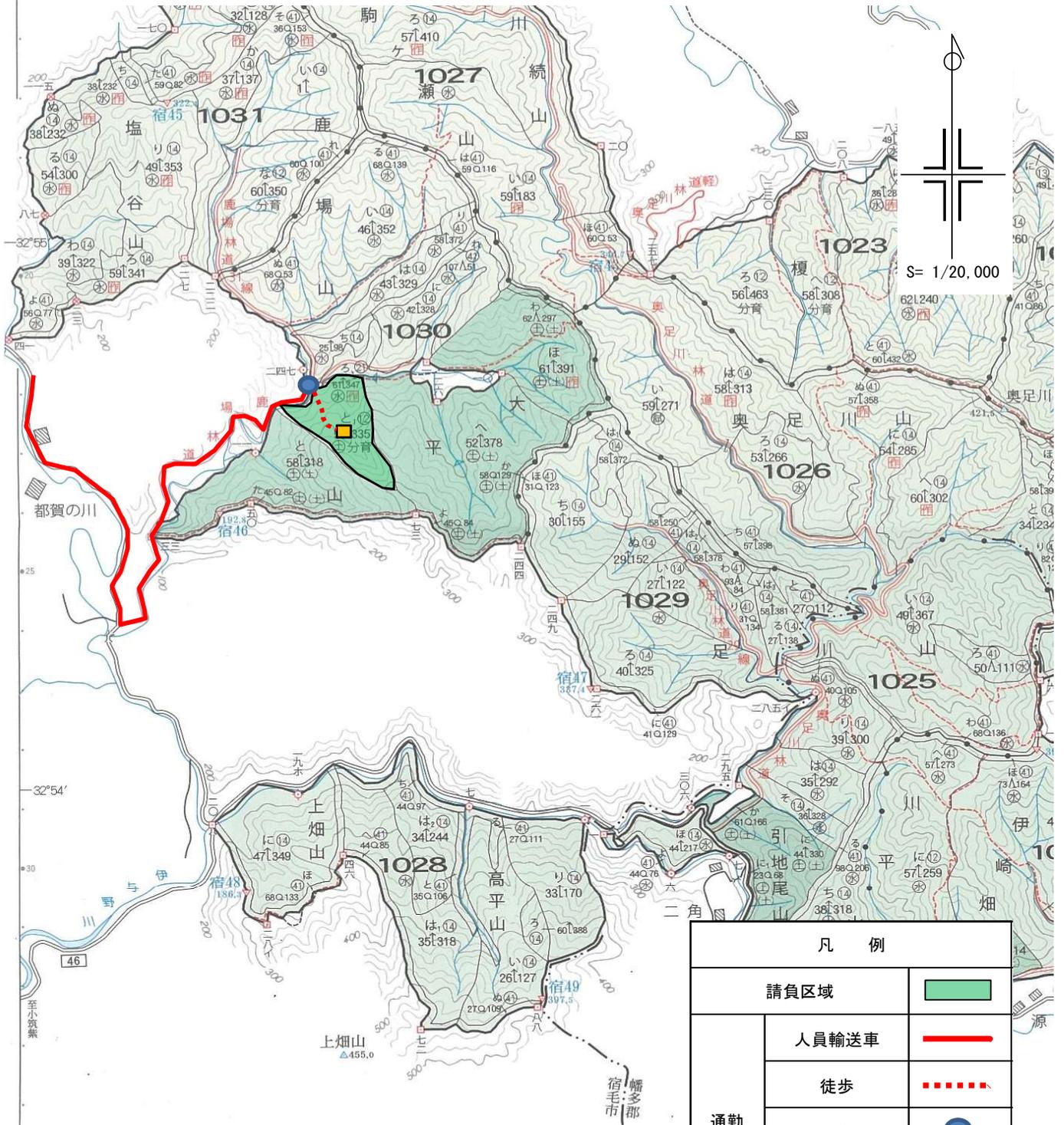


凡例	
請負区域	
除地	
歩道(作業道)	
鹿防護柵	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)			請負面積数量	備考
					除地				
21	川平山	1024に1	下刈	5.48	0.44		5.04ha	筋刈	
			防護柵点検・簡易補修						

令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 位置図
 大平山国有林1030林班と1小班
 （三原森林事務所）

毛



凡 例		
請負区域		
通勤 経路	人員輸送車	
	徒歩	
	下車地点	
	作業箇所の中心地	
	市町村役場	

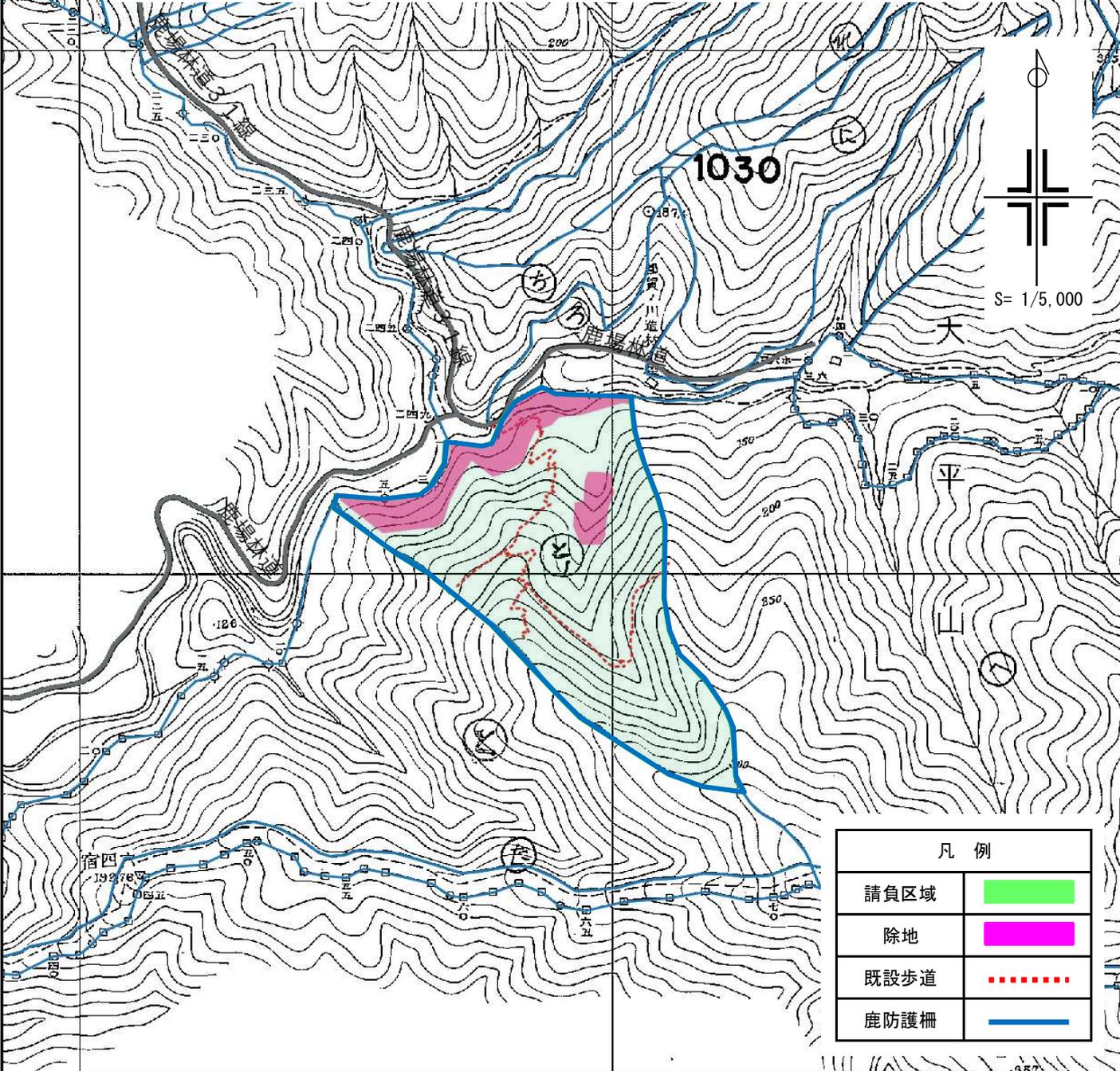
等高線間隔は20mとする

凡									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計（km）	時間計（分）	起点
		舗装路（二車線以上）	舗装路（二車線未満）	未舗装	徒歩			
22	1030と1	3.2	7.3	1.4	0.3	12.2	25	宿毛市役所

32°53'

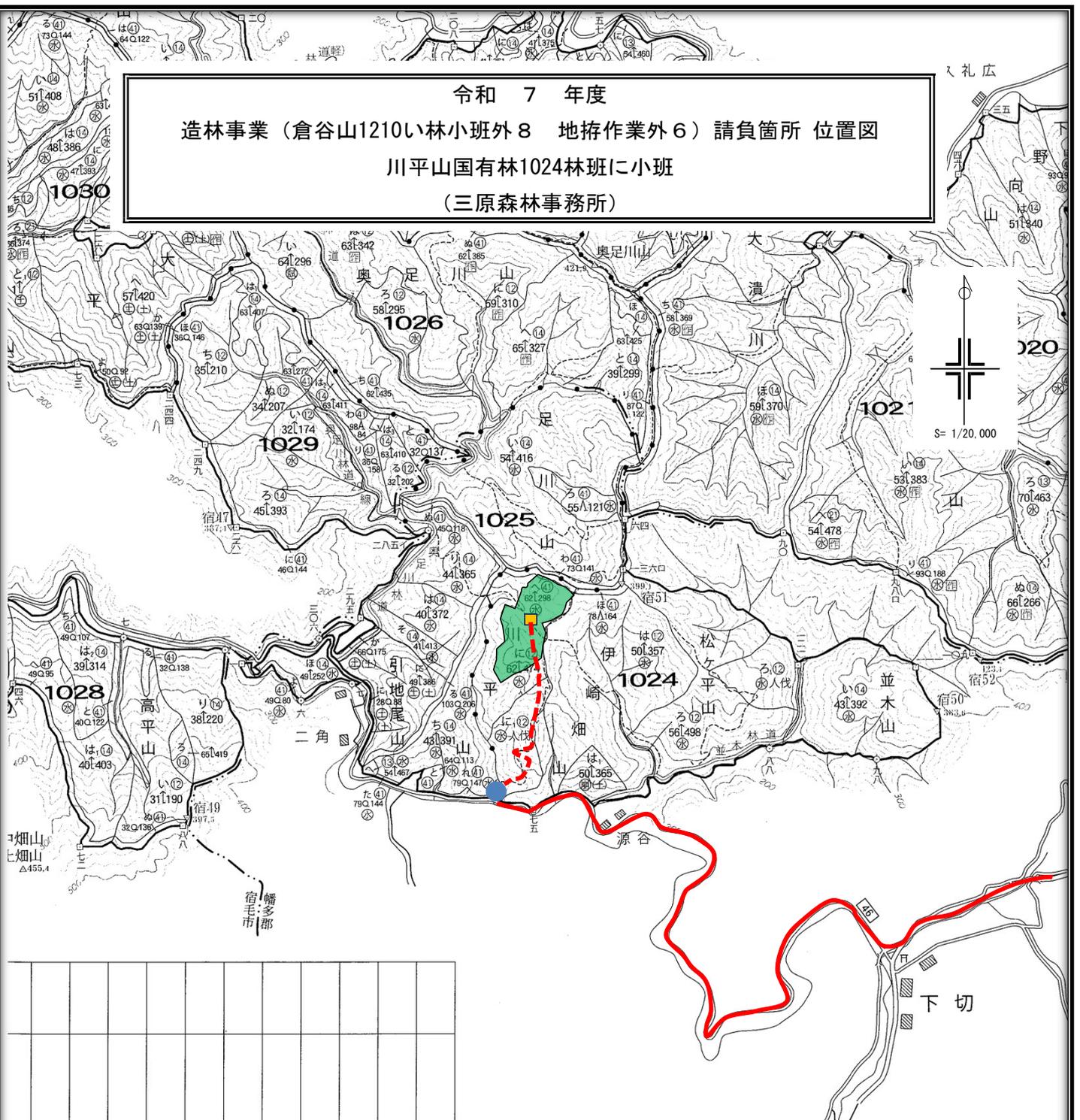
令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 実測図
 大平山国有林1030林班と1小班
 （三原森林事務所）

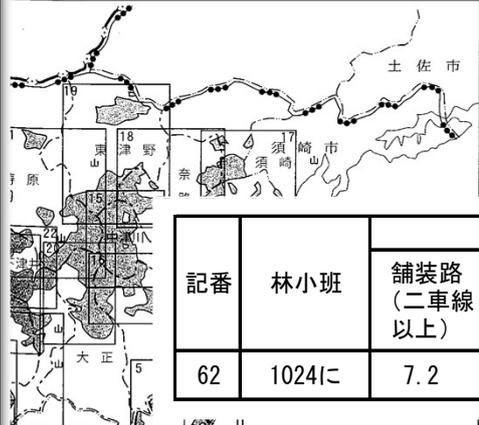


凡 例	
請負区域	■
除地	■
既設歩道	●●●●●
鹿防護柵	—

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)		請負面積 (ha)	備 考
					除地			
22	大平山	1030と1	下刈	6.41	0.90		5.51ha	全刈
			防護柵点検・簡易補修				1,500m	

令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外 8 地拵作業外 6）請負箇所 位置図
 川平山国有林1024林班に小班
 （三原森林事務所）

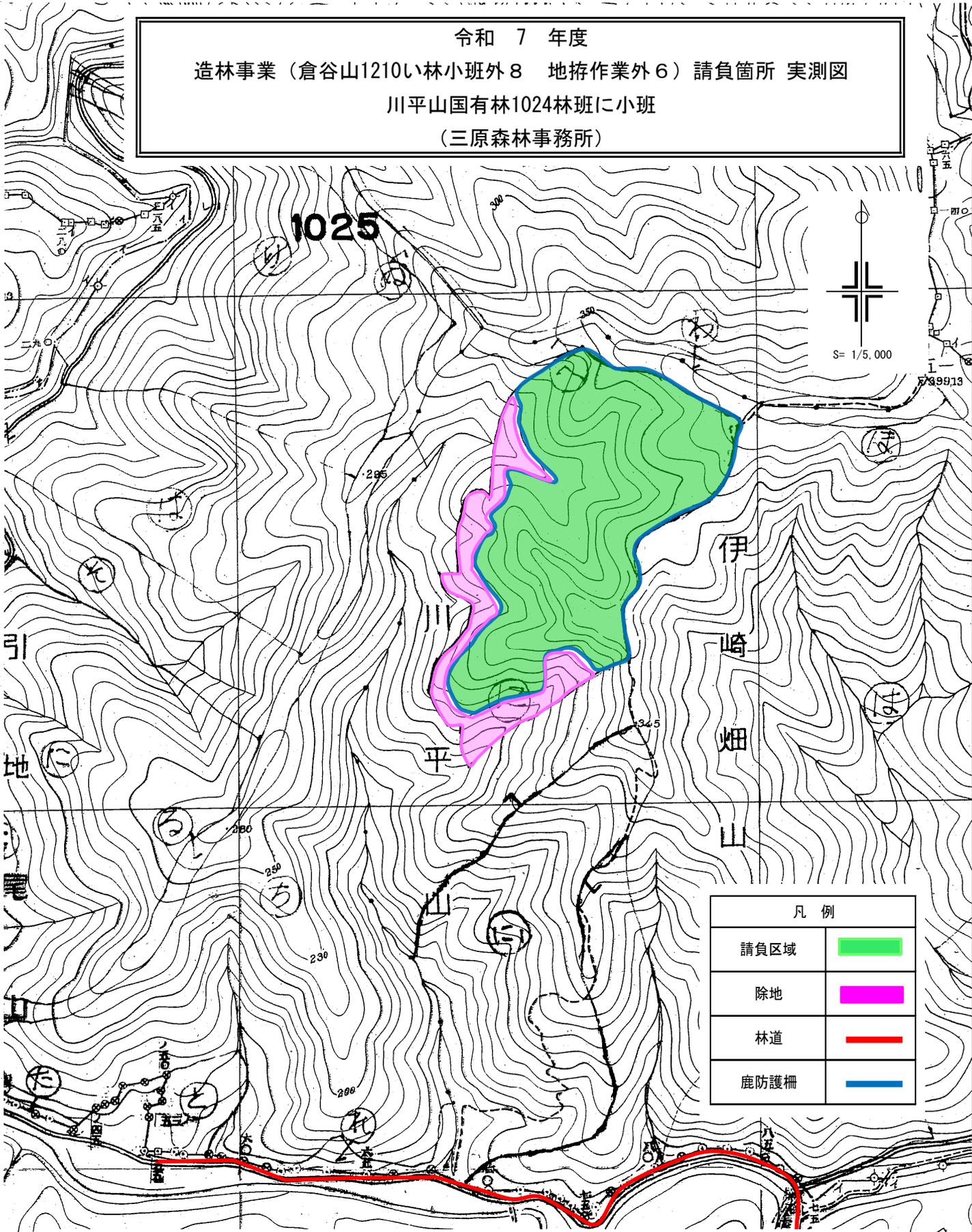




凡 例	
請負区域	
通勤経路	人員輸送車
	徒歩
	下車地点
	作業箇所の中心地
	市町村役場

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計（km）	時間計（分）	起点
		舗装路（二車線以上）	舗装路（二車線未満）	未舗装	徒歩			
62	1024に	7.2	2.7	0.0	1.0	10.9	30	三原村役場

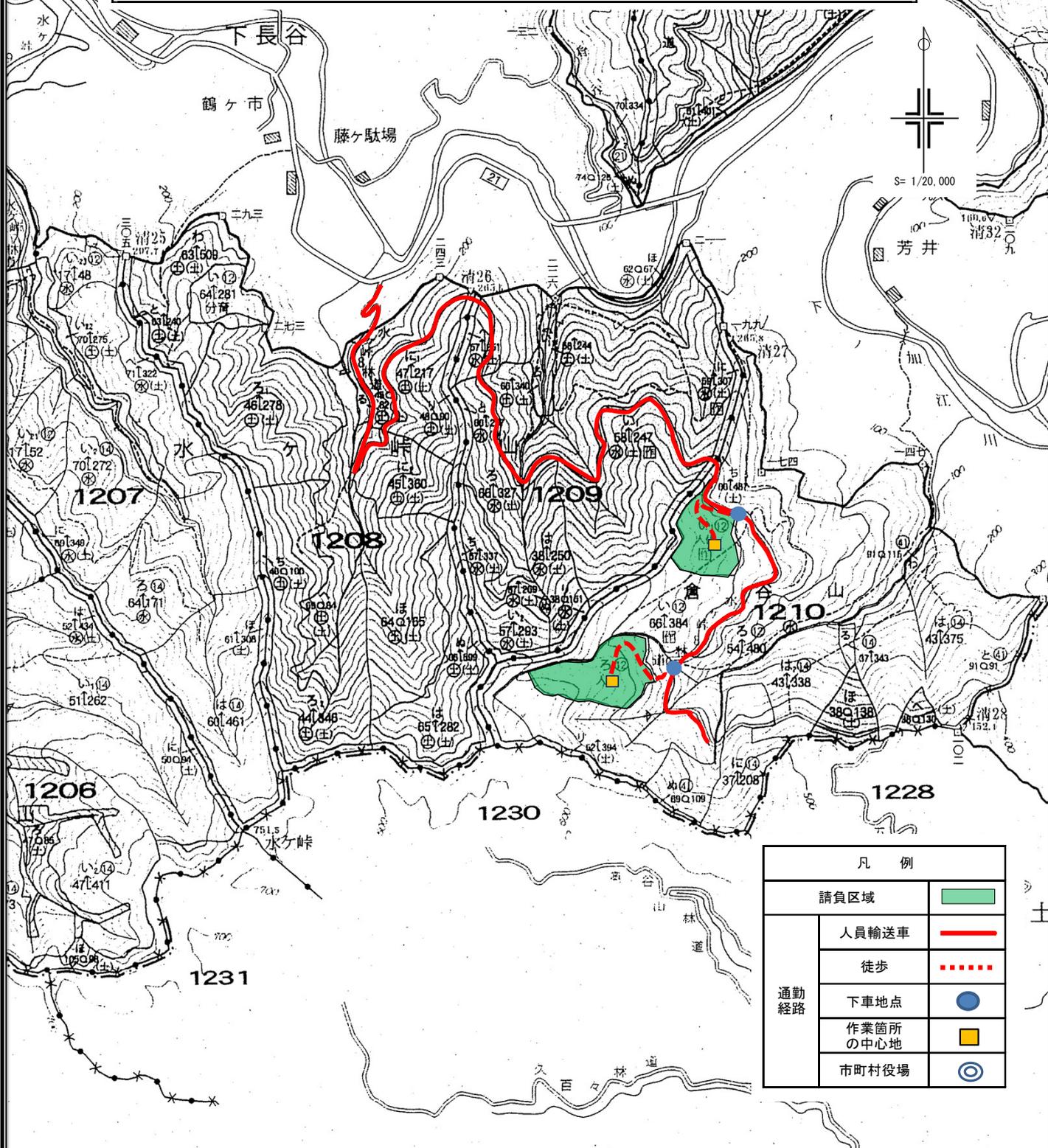
令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外 8 地拵作業外 6）請負箇所 実測図
 川平山国有林1024林班に小班
 （三原森林事務所）



凡 例	
請負区域	
除地	
林道	
鹿防護柵	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積数量	控除面積数量		請負面積数量	備 考
					除地			
62	川平山	1024に	下刈	6.18ha	1.08ha		5.10ha	全刈
			防護柵点検・簡易補修				1,700m	

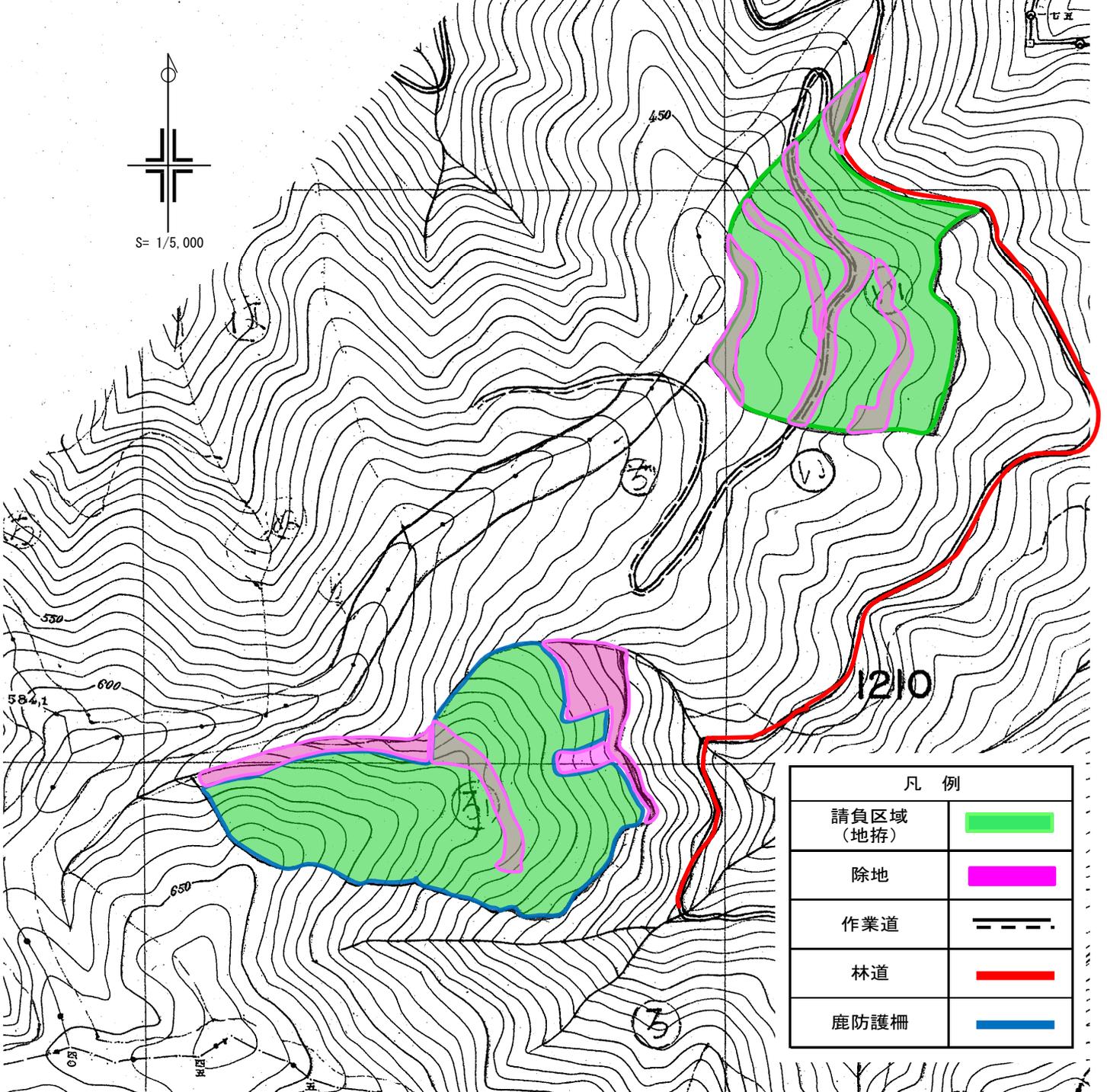
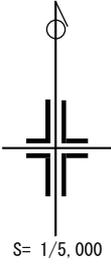
令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外8 地拵作業外6）請負箇所 位置図
 倉谷山国有林1210林班い、ろ1小班
 （三原森林事務所）



凡 例	
請負区域	
通勤経路	人員輸送車
	徒歩
	下車地点
	作業箇所の中心地
	市町村役場

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計（km）	時間計（分）	起点
		舗装路（二車線以上）	舗装路（二車線未満）	未舗装	徒歩			
63	1210い1	3.4	2.6	3.0	0.3	9.3	21	三原村役場
64	1210ろ1	3.4	2.6	3.8	0.5	10.3	26	三原村役場

令和 7 年度
 造林事業（倉谷山1210い林小班外 8 地拵作業外 6）請負箇所 実測図
 倉谷山国有林1210林班い1、ろ1小班
 （三原森林事務所）



凡 例	
請負区域 (地拵)	
除地	
作業道	
林道	
鹿防護柵	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域 面積 数量	控除面積数量		請負 面積 数量	備 考
					除地			
63	倉谷山	1210い1	下刈	4.30ha	1.05ha		3.25ha	全刈 (単木保護具設置区域)
64	倉谷山	1210ろ1	下刈	5.49ha	1.14ha		4.35ha	全刈
63			防護柵点検 ・簡易補修					1,800m

123C